

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案					現行				
(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。					(放送受信料支払いの義務) 第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月(受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。)まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。				
種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円	地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円		継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円	衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円		継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円	特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円		継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円
この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。					この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。				
2 (略)					2 (略)				
3 <u>放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、以下の各号の契約種別の料額とする。</u>					3 <u>放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</u>				
(1) <u>地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</u>					(1) <u>衛星契約</u>				
(2) <u>衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額とする。</u>					(2) <u>地上契約</u>				
(3) <u>月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料</u>									

<p>は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約 ロ 地上契約</p> <p>4 以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</p> <p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、令和元年10月1日より施行する。</p> <p>(放送受信料の支払いに関する経過規定)</p> <p>2 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月(当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。)の放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>3 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成31年4月1日より施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p>

4 (略)

5 (略)

6 NHKは、付則第4項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

7 付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第2項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

8 (略)

9 付則第5項および第6項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第8項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第4項の届け出」とあるのは「付則第8項の提出」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 NHKは、付則第2項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

5 付則第3項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第3項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 付則第3項および第4項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第6項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第2項の届け出」とあるのは「付則第6項の提出」と読み替えるものとする。